

基本設計における配置計画の検討結果報告

基本設計段階における、基本計画の案1を基本とした配置計画の検討結果について、以下に報告します。

1 敷地等に係る諸条件について

配置に伴う、敷地に係る諸条件については、現段階で以下のとおりです。

- (1) J A会館や東部農林事務所、建設業会館は、取得に向けた交渉が前進しました。
- (2) J A会館は、神埼町保健センターや東部農林事務所が入居する複合施設として整備する方向で検討しています。
- (3) 建設業会館は、情報館として整備する方向で検討しています。
- (4) 建築基準法上、同一敷地に建物を2棟以上建てることができず、接道要件などの法的な制限を受けます。

2 配置計画について

敷地に係る諸条件や法令を踏まえて、配置計画を以下の方針とします。

- (1) J A会館は、東部農林事務所と保健センターが入居するため、庁舎と可分用途である事と駐車場の確保の観点から、確認申請上で庁舎と別敷地とします。
- (2) 建設会館は情報館として整備する方向としたため、庁舎と可分用途であり、接道要件等から、確認申請上で庁舎とは別敷地とします。
- (3) 水害対策のため、新庁舎及び公用車の地盤高を国道34号線と同レベル以上高く造成します。
- (4) 造成が与える周辺への影響を考慮して、敷地全体を高めず、洪水調整地として負荷軽減を図ります。
- (5) 上記より、庁舎計画敷地は東部農林事務所及び神埼町保健センターの敷地となります。

これらの方針を踏まえて配置検討を行い、基本計画の案1より庁舎が南西側（国道側）に移動した配置計画としました。

基本計画と基本設計の各段階の配置計画を以下に示します。

